

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定により準用される同法第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和5年9月1日

札幌市長 秋元 克広



記

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 PIVOT CROSS

所在地 札幌市中央区南1条西2丁目9-1

(2) 大規模小売店舗を設置している者の名称、代表者の氏名及び住所

名称 札幌アルト株式会社

代表者 代表取締役 土屋 卓也

住所 札幌市中央区大通西5丁目11 大五ビル

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) IKEUCHI ZONE

(変更後) PIVOT CROSS

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社三越伊勢丹

代表者 代表取締役社長 細谷 敏幸

住所 東京都新宿区新宿3丁目14番1号

(変更後) 名称 株式会社ピヴォ

代表者 代表取締役社長 小田 征洋

住所 札幌市中央区南2条西2丁目12-4 KPビル5階

(4) 変更した年月日

令和5年6月8日

(5) 変更した理由

株式会社三越伊勢丹との賃貸借契約が終了し、株式会社ピヴォと賃貸借契約を締結した為

2 届出年月日 令和5年8月29日

3 届出及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所 札幌市役所本庁舎2階 市政刊行物コーナー

(2) 縦覧期間 令和5年9月1日～令和6年1月4日

(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(午前8時45分～午後5時15分(午後0時15分～午後1時までを除く))

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から四月以内(令和6年1月4日まで)に限り、札幌市に対して、意見書の提出によりこれを述べるすることができます。